

鳥取県知事  
平井伸治様

2016年1月15日  
日本共産党鳥取県議団  
団長 市谷知子  
幹事長 錦織陽子

## 2月定例会予算要望

安倍内閣は昨年の通常国会を150日間延ばすという異例の会期延長の末、国民の大反対の嵐の中、戦争法（安保法制）を強行可決しました。TPPは大筋合意したとされますが、説明を求めて野党が憲法53条の手続きに基づいて開催要求した臨時国会も開催せず、本年4日から通常国会が開会されるという異例な幕開けとなりました。国民の声を聞かない「独裁政治」のはじまりともいえる状況です。そして安倍政権が閣議決定した2016年度政府予算案は、2017年4月の消費税10%増税への大増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担を国民に、押し付けるものとなっています。一方で大企業には、2018年度までに法人実効税率を現行より2,37%引き下げるという減税をばら撒き、軍事費は初めて5兆円を突破するなど集団的自衛権行使に向けた戦争への道の具体化を着々と進めるというきわめて反国民的な予算となっています。

軍拡のしわよせで、教育、中小企業、地方財政など暮らし関係の予算は、軒並み前年度比マイナスとなった一方で、公共事業費は4年連続増で、三大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾などの大型公共事業は大きな伸びとなっています。

政府が進めたアベノミクスは3年間で大企業の経常利益は6割も増加の反面、国民の所得や消費は実質3年前を下回っており失敗は明白です。この上、「新アベノミクス」や「地方創生」の言葉に踊らされては暮らしも経済もよくなりません。

安倍暴走「独裁」政治、財界大企業優先の政治に、正面から対峙し、県民の平和とくらし中心の県政運営を行うよう強く求め、以下要望します。

## 【憲法・戦争・平和】

### (1) 戦争法＝安保法制の廃止

国民の声を無視して強行された、憲法違反の戦争法＝安保法制の廃止と、集団的自衛権容認の閣議決定の撤回を求めること。

### (2) 憲法改定に反対を

安倍総理が憲法改定を表明し、「緊急事態条項」の新設を提起している。それは、総理が「緊急事態」と宣言すれば、総理が法律と同等の省令を定め、地方自治体への指示と基本的人権の制限ができる、まさに戦前の「戒厳令」、現在の立憲主義の性質そのものも変える「独裁国家」づくりである。こうした安倍政権の明文改憲に反対すること。

### (3) 米軍機関係

①岩国基地への空母艦載機部隊移転は、現在岩国基地から鳥取県に飛来している米軍機低空飛行訓練を激化させることになる。移転の中止を求めること。

②米軍機低空飛行訓練の中止を継続して求めること。

③騒音測定器の設置を国に求めると同時に、県独自に関係自治体と協力しての設置も検討すること。

④国に実態調査をさせるため、関係自治体と協議し、中四国防衛局長を招致すること。

### (4) 自衛隊・自衛隊高等工科大学校生徒募集

①自衛隊募集のために、18歳の情報を本人の了解もなく自衛隊に提供している自治体があるが、中止するよう求めること。

②自衛隊高等工科大学校の生徒募集は、学校関与して中学校で行わないようにすること。

### (5) 戦争展

県立博物館で行われた「戦後70年『鳥取と戦争』展」は、資料収集もすばらしい力作であり、大好評であった。中部、西部での開催要望に応えての実現を希望する。

## 【税制】

### (1) 消費税10%増税に反対を

安倍政権は、「軽減税率」を掲げているが、2017年4月からの消費税10%増税が前提であり、食料品や新聞の税率を8%に据え置くというだけで、「軽減」どころか総額4.5兆円、1世4万円以上の大増税である。低所得者対策というなら低所得者に重い負担となる消費税増税そのものをやめるべきである。消費税10%増税の中止を求めること。

(2) 赤字企業にも課税される外形標準課税の拡大ではなく、大企業の法人税減税の中止を求めること。

(3) 年少扶養控除の廃止や特定扶養控除が廃止され、更に配偶者控除の廃止も検討され、家計が苦しくなるばかりである。「生計費非課税の原則」にも反する。一連の控除廃止を元に戻し、基礎控除38万円の引き上げを求めること。

- (4) 高齢者の120万円に引き下げられた公的年金控除を140万円に戻すよう求めること。
- (5) 未婚一人親家庭に寡婦控除を適用するよう求めること。
- (6) 家族従事者に支払った賃金を認めない所得税法56条の廃止を求めること。
- (7) 県と市町村職員のノウハウの共有という一定の役割を全うした、「鳥取県地方税滞納整理機構」は廃止すること。

## 【社会保障】

### (1) 生活保護

- ①削減された生活扶助費、住宅扶助、冬季加算を元に戻すよう求めること。県独自に削減分の補てん、特に寒い中で切実となっている冬季加算の補てんを行うこと。
- ②夏季加算の制度化を国に求めること。
- ③老齢加算の復活を求めること。
- ④「能力に応じた就労」をしない利用者に対しての「保護費の減額」が提案されようとしているが、就労は本人の能力だけでは解決せず、事実上の生活保護からの追い出しである。中止を求めること。
- ⑤生活保護世帯は頼る人がいない場合が多く、県営住宅の入居に保証人を求めないこと。
- ⑥生活保護に相談対応するケースワーカーの配置増員を国に求め、基準以下の自治体には基準を満たすよう指導すること。また県が配置のための支援をすること。

### (2) 年金

- ①削減された年金を元に戻すよう求め、マクロ経済スライド導入による給付削減や、支給年齢の引上げの中止を求めること。

### (3) 医療・健康

- ①国で検討されている、1%超の診療報酬の引き下げの中止を求めること。
- ②大病院での紹介状の負担金の引き上げ中止を求め、県立病院での引き上げはやめること。
- ③国民健康保険制度

○都道府県単位化では、赤字の国保会計の解決にならず、必要な医療の抑制や保険料の引

き上げで住民を苦しめることにつながる。問題解決のため次のことを求める。

- ・国庫負担割合を50%に戻すなどいっそうの財政支援を国に求めること。
- ・特別医療費助成などを理由にした国の調整交付金の減額（ペナルティー）の中止を求めること。ペナルティーが中止されない場合、半分を県が負担すること。
- ・県の一般会計からの繰り入れを行い、従来通り市町村の一般会計からの繰り入れを認め、保険料を引き下げること。

○国民健康保険料

- ・国保料の支払いができない人への制裁措置である資格証明証の発行はやめること。短期保険証の留め置きをやめるよう市町村を指導し、郵送などの手だてで保険証が届く

ようにすること。

- ・国保料滞納を理由にした差し押さえはやめること。
- ・国保料滞納の延滞金は、負担を増やすばかりである。延滞金を廃止し、せめて分納者への徴収はやめること。
- ・災害・失業以外で急激な収入減となった場合も、国保料減免の対象とすること。
- ・応益割り偏重の是正、住民の生活実態を反映しない「所得割」の「旧ただし書き方式」の見直し、固定資産税を根拠に低所得者に負担を強いる「資産割」の撤廃を求めること。
- ・国保法 44 条にもとづく医療費窓口負担軽減の対象を拡大を、国と市町村に求めること。また都道府県広域化の議論と並行して、現在より拡大した県減免制度を創設すること。

④地域医療構想は、国からの病床削減押し付けに屈せず、地域の医療関係者や住民と協議して、地域に必要な病床数を確保すること。

⑤医療法人と社会福祉法人を統合した「非営利ホールディングカンパニー型(持ち株会社)法人を可能とする医療法人改革は、株式会社への出資も認めるなど、大企業参入や営利目的に利用するものであり、反対すること。

⑥入院給食費の負担増(1食200円)の中止を求めること。

⑦後期高齢者医療制度の保険料(特例軽減の廃止)や窓口負担(1割から2割)の引き上げの中止を求めること。県独自の軽減制度を創設すること。元の老人保健制度に戻すよう求めること。

⑧70歳～74歳の医療費患者負担を2割から1割にもどし、高額療養費の負担上限の引き上げの中止を求めること。

⑨財政制度等審議会で提案された、かかりつけ医以外を受診する場合の「定額負担」の上乗せや、風邪薬や市販品類似薬の保険給付はずしをやめるよう求めること。

⑩高額医療費制度の受領委任払い制度は、限度額を月ごとから治療ごとに改め、月をまたぐと適用されていない矛盾を解決すること。

⑪無料低額診療事業の院外薬局への適用が国において検討されているが、積極的に国に実施を求めること。院外薬局への県独自の支援制度を創設すること。

⑫産科医療補償制度は利用が少なく、保険料が減額となったが、そもそも補償対象が狭く、分娩時の事故で小児まひになった場合に限定されている。対象拡大を求めること。

⑬島根県に比べて栄養士の採用が少ないと聞いている。生活習慣病が増えており、県民への食事指導が一層必要となっており、県の栄養士の採用を増やすこと。

#### (4) 介護・高齢者施策

①介護保険料の2割負担や負担上限額の引き上げ、軽度者に給付している生活援助サービスや福祉用具貸与について原則自己負担化の中止を求めること。

②介護保険料・利用料軽減のため、県独自の支援を行うこと。

③40から64歳の介護保険料の引き上げ計画の中止を求めること。

- ④医療介護総合法実施では、要介護3以下の高齢者を特養ホームの入居基準から外さないこと。特養ホームや小規模多機能施設等の施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者と「介護難民」を解消すること。
- ⑤要支援者への訪問・通所介護は、これまで通り専門サービスが受けられるようにすること。市町村事業の単価を引き下げないこと。希望者は全員介護認定を受けられるようにすること。
- ⑥施設居住費や食事代の負担増をやめるよう求めること。
- ⑦処遇改善加算を上回る介護報酬の引き下げで、事業所閉鎖や、稼働ベット数を減らして対応している事業所が出ている。介護報酬を元に戻し、更なる処遇改善加算を求める事。
- ⑧介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象とし、手続きのための「認定書」や「申請書」を、各個人に送付し、手続きがしやすいようにすること。
- ⑨政府は「サービスつき高齢者住宅」の建設を推進しているが、月15から20万円の負担は重い。低所得・低年金の人でも利用できる「軽費老人ホーム」の増設を求めること。
- ⑩配食サービスは、最低毎日1回は実施できるよう、実施の助成支援をし、利用者負担軽減をはかること。
- ⑪住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施すること。
- ⑫小規模デイサービス事業所のスプリンクラー設置費用を支援すること。

#### (5) 子ども・子育て

- ①保育料を無料化すること。国の軽減予定（住民税非課税世帯の無料化、多子世帯の第2子半額、第3子無償化）で浮いた財源を活用し、更に保育料軽減を行うこと。中山間地域保育料無償化制度の対象地域や対象児を広げること。
- ②保育士の一層の処遇改善を国に求めること。保育時間の長い保育所は幼稚園と同じでなく、保育時間に見合った公定価格を求めることで保育士の処遇改善に結びつけること。県独自の保育士処遇改善のための支援制度を創設すること。5歳児加配を実施すること。乳児保育の保育士加配制度は、私立だけでなく公立も対象にすること。
- ③3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師が配置できるよう、保育士以外に別途人件費支援をすること。
- ④新制度に移行予定の届出保育施設への運営費補助金は27年度で廃止予定であるが、移行されていない届出保育所があれば制度を継続すること。
- ⑤待機児・保育所不足の解消は、認可保育所より基準の低い小規模保育所ではなく、認可保育所に対応すること。小規模保育所の施設環境や安全対策に特化した施設整備制度をつくること。
- ⑥3階以上の保育施設は屋外避難階段を設置すること。
- ⑦学童保育は施設が不足しており、廃止された県の嵩上げ支援を復活させ、施設整備をすすめること。保護者の労働時間に合わせた開設時間とし、土日・長期休業中の開設を保障すること。指導員の処遇改善を県独自に行うこと。

④18歳までの子どもの医療費を完全無料化、せめてまずは段階的に就学前の完全無料化を実施すること。

⑤子どもの貧困対策

- 保護者・学生など当事者の実態や要望を聞くアンケートを実施すること。
- 計画の中に、貧困家庭の削減目標を設定すること。
- 就学援助制度に県が支援すること。
- 児童扶養手当の削減計画の廃止を求めること。
- 学校給食無償化のための、県の支援制度を創設すること。
- 学童保育料の県補助制度の創設、せめて一人親世帯・多子世帯への補助制度を創設すること。
- 高校授業料無償化の復活を求めること。低所得世帯への高校受験料・入学金の支援制度を創設すること。
- 高校通学費の県の補助制度を創設すること。
- 返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。県奨学金は返済免除制度の対象を拡充すること。国が検討している所得連動型返済制度は、従来通り返済猶予制度を設けるようもとめること。

⑥子どもの権利

日本が子どもの権利条約を批准して26年が経過しているが、子どもたちの権利を守る立場に立った施策があまりにも不十分である。諸外国に比べ子どもたちの自己肯定感も将来への希望も持てないような実態となっている。子どもの権利条約にそった権利条項を前提とし、行政による施策と財政の責任、人権侵害からの救済・関係回復のための機関を明記した「子どもの権利条例」を制定すること。

(6) 障がい者

- ①就労継続B事業所等の障がい者事業所の工賃は、平均17090円になったとしているが、103事業所中63事業所と約6割はその額に達しておらず、最低工賃は2165円、最低の時給は31円と非常に低い額となっている。障がい者事業所の制度は福祉制度である。障害者差別解消法の合理的配慮として、県独自に賃金助成を行うこと。また食事代が工賃よりも高くなり、利用者が事業所の利用を控え、支援が届かなくなってしまうため、食事代への助成を行うこと。
- ②障害者総合支援法は、「障害者自立支援法」廃止運動の中で、障がい者・当事者との「基本合意」に盛り込まれた「応益負担の廃止」や、それに基づく制度の3年ごとの見直しが行われている。
- 応益負担のしくみを速やかに廃止し、利用料や入院時給食費等の自己負担制度の廃止を求めること。
  - また家族は含めない本人所得のみの収入認定とすること。
  - 同法7条の「介護保険優先の原則」を廃止し、65歳をすぎても障害福祉サービスが利用できるようにすること。

○社会保障制度審議会部会が示した、グループホーム利用者の重度者への限定や、現在無料の低所得者の利用料の有料化は中止するよう求めること。

③障がい者県特別医療費助成制度

○もとの無料に戻し、低所得者への入院給食費の軽減をはかること。

○精神障がい者の対象をせめて2級まで拡大すること。

○精神と身体の重複障害も対象とすること。

○市町村の助成事業に県が上乗せ支援すること。

○通院費を助成対象とすること。市町村助成に県が上乗せ支援すること。

④西部以外の東部、中部にも、障がい児が生まれてからの一環した療育体制と入所・通所施設を整備すること。

⑤県医療型ショートステイで実施しているように、通常の入院時にも病院内でヘルパーが活用できる制度を構築すること。

⑥精神障がい者は対象外のJR運賃の割引制度の改善を求め、実現のため、バスのように県が運賃支援をすること。制度から排除されているてんかん患者を運賃割引の対象とするよう求めること。

⑦障がい者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定権を尊重し、社会参加を保障する「手話言語法」や「情報コミュニケーション法」の制定を引き続き求めること。身体障害者手帳を持たない聴覚障害者など、必要とする全ての人に手話通訳や要約筆記の派遣が受けられるようにすること。県の手話通訳者の派遣単価が他県に比べて高いことは手話通訳者の身分を保障するうえでよい事であるが、利用する団体、特に頻繁に利用する福祉団体は財政力も乏しく負担が重い。結果登録されている手話通訳者の派遣ではなく、手話ボランティア団体に派遣要請がかかり、結局派遣費用がもらえない場合が出ている。派遣費用の助成、特に福祉団体は無料となるよう助成すること。

## 【中小企業・雇用対策】

(1) 生涯ハケンにつながる改定派遣労働法の実施凍結と廃止を求めること。欧米のように有期雇用は一時的・臨時的で合理的理由がある場合に限定し、正社員との均等待遇を保障し、正社員が当たり前となる法改正を求めること。

(2) 「同一労働同一賃金」の徹底で、男女の賃金差別の解消を図るよう求めること。

(3) 失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、支給要件の加入期間の短縮、退職理由による給付差別をなくすなど、失業者対策の抜本的改善を求めること。

(4) 長時間労働の是正（残業は年間360時間の厚労大臣告示の法制化、36協定の「特別条項」の廃止、残業割り増し率を25%から50%へ、深夜・休日は100%へ、連続休息時間11時間確保）、労働条件の情報公開を求め、これらを盛り込んだブラック企業規正法の制定を求めること。また県ブラック企業規制条例を制定すること。

(5) 悪質な企業名を公表し、不払い残業代を2倍とする、「サービス残業根絶法」制定を求めること。

- (6) 「整理解雇4要件」(人員削減の必要性、解雇撤回努力義務、人選の合理性、解雇手続きの妥当性)は裁判の判例に留まっている。これを明文化した「解雇規正法」を制定し、一方的な解雇を規制し雇用を守ること。
- (7) 事業所の閉鎖・移転、縮小の際に自治体と協議する仕組み「リストラアセスメント制度」の創設を求めること。または県条例を制定すること。
- (8) 有給休暇は、現行最低10日を欧米並みの20日とし、有給の傷病・看護休暇制度、子ども休暇制度の創設を求め、県独自の支援制度も創設すること。
- (9) 企業立地補助金制度は、労働者による告発も調査対象とし、労働法制違反や過重労働を強いるブラック企業から補助金返還させるルールを確立すること。事業継続努力義務期間の雇用状況や離職状況を公開すること。
- (10) 雇用調整助成金の減額中止を求めること。
- (11) 中小企業への支援とセットで全国一律最低賃金1000円以上となるよう求めること。
- (12) 県産業振興条例は、誘致企業や県外本社の企業とは分けて、地元中小企業への振興、特に小企業基本法にのっとりた従業員5人以下への振興を明記し、対応する施策を充実させること。
- (13) 小規模事業登録制度を復活させること。現在、随意契約の小規模事業も、県建設工事入札参加資格者登録制度の登録業者を対象としているが、ハードルが高く利用できない事業者もある。
- (14) 建設業では、4人未満の社会保険は任意加入であるにもかかわらず、親企業から未加入の場合仕事を出さないという事例がいまだにある。ペナルティーを設定するなどして指導を徹底すること。
- (15) 公契約条例を制定し、官制ワーキングプアをなくすこと。
- (16) 県経済振興を目的に、県産材利用以外の住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- (17) 「地域金融活性化条例」を制定し、金融の公共性の発揮と円滑な資金供給に関する、自治体、金融機関の責務を明らかにすること。
- (18) 県信用保証協会の保証料率が銀行の金利より高く負担であるとの声が出ている。保証料率負担の引き下げ、せめて銀行の金利より低くなるよう設定すること。
- (19) 少額(50万円から100万円程度)・迅速(申し込みから3営業日以内)・簡易(低所得でも借りられる)な運転資金融資を創設すること。

## 【T P P ・ 農 業】

- (1) T P Pは大筋合意と言われているが、国会決議の検証も、調印締結も条約批准もまだ行われていない。食料主権・経済主権を脅かし、地域経済に大打撃となるT P P参加に反対すること。各県単位で説明会を開くとのことだがいまだに行われてない。関係者の意見を聞く形での説明会を、各県単位、また農協単位、影響が懸念されている畜産関係などで行うよう求めること。



- (2) 米価暴落の打撃はいまだ癒えていない。国は生産調整とコメの所得保障制度を今年度で終了させようとしているが、主食用米に対する国の調整機能や生産維持は引き続き必要である。所得保障制度継続と保障価格を元に戻すよう求めること。また米価に過去3年の生産コストの平均と差額を補填する「不足払い制度」の創設を求めること。また県独自の米価補填制度を創設すること。
- (3) 世界で米が不足しているときに、ミニマムアクセス米の輸入は食料不足を加速させるものであり廃止を求めること。輸入機会の提供であって輸入義務ではない。
- (4) 農地法改定で、農外企業の農地利用に道が開かれたが、もうけ第一の株式会社の進出は優良農地で成り立っている農家や集落営農と競合し、追い出すことになりかねない。また儲けに左右され安定した農地の維持ができるか疑問である。株式会社の農地所有や農業生産法人のさらなる要件緩和に厳しく反対すること。
- (5) 安心して農業生産に取り組み、農村に暮らし続けるための条件は、安定した農業所得である。農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする制度を国に求めると同時に、県制度を創設すること。
- (6) 多面的機能支払い制度は、実務担当者が見つからないなど、制度利用継続の負担と不安の声が出ている。更に生産現場の声を聞き、全ての地域で取り組める制度となるよう制度改善を求めること。
- (7) 自給率の極端に低い、麦・大豆の増産は急務であり、土地条件の改良や栽培技術・品種の改善、加工・流通への支援等をあわせて、麦・大豆に生産費と販売価格の差額補填する交付金制度を復活・充実させること。学校給食等をはじめ需要拡大をはかること。
- (8) 輸入飼料に依存し、大規模化に偏重した畜産政策を見直し、飼料の地産地消をはじめ、地域循環型の畜産経営となるよう支援を強化すること。
- (9) 加工原料乳は、生産費を基準とする不足払い制度を創設し、対象品目を拡大すること。
- (10) 肉用子牛給付金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、単価や補填水準を引き上げ、再生産可能となるよう改善・充実すること。生産費算定基礎の中に、導入・出荷に係る輸送費用等を経費として盛り込むこと。
- (11) 生乳の国内需要に影響を与えないよう、乳製品のカルントアクセスの輸入の規制を求めること。
- (12) 野菜価格安定制度の対象品目や産地を拡大し、補償基準価格を引き上げること。
- (13) 梨の価格補償制度を創設すること。
- (14) 災害補償制度・共済制度は、全ての農家を対象となるようにすること。そのため加入率の低い果樹の掛け金への県支援を行うこと。
- (15) 新規就農者支援や6次産業化など農業改良普及員の役割は増大している。増員すること。
- (16) 検査対象は月齢48ヶ月超ではなく、BSE全頭検査を復活させること。
- (17) 有機農業の普及のため、特別栽培とは別に目標値をもうけ、農業大学校での有機農業の専門科の設定、生産への所得支援を行うこと。
- (18) 学校給食の地産地費を推進するため、食材費補填をすること。保育所の3歳以上児

の米飯が提供できるよう支援すること。県立施設や、民間福祉施設、外食産業等で、地元食材の提供を推進するよう施策を講じること。

## 【公共事業・交通・警察】

- (1) 境港竹内南新規貨客船ターミナルの建設は中止すること。
- (2) DBSクルーズ貨客船や、ソウル便への財政支援は中止し、運行の自立を図ること。  
新たに香港定期便に財政支援はやめること。
- (3) 高規格道路の倉吉北条湯原道路、江府三次道路の建設は凍結し、住民意見を聴取し、必要性を再検証すること。
- (4) 河原インター線横の福和田集落入り口に信号機を設置し、減速表示もすること。
- (5) 警察嘱託警察犬には、指導手に対する謝金や、持ち主に対する出動軽費、会議旅費等が支給されているが、警察犬の維持には経費がかかる。他の11県で実施されているように、別途、飼育謝金・奨励金や訓練奨励費を新設すること。
- (6) 成人式の際、会場の県民文化会館近くのバス停付近を占拠し、暴れている者がいた。今回警察が対応し、注意はしたものの、徹底した対応がなされず、パトカーが周辺を回っていたが、のっていた警察官がニヤニヤしながら周辺を見ているだけで適切な指導がなされなかった。その上、妨害されて駐車できなかった、新成人を送りに来た家族の車を警察が注意するなど、弱いものには注意するが、妨害者には不十分な対応であった。対応の改善をはかること。

## 【教育】

- (1) 35人以下学級を国の責任で実施するよう求めること。鳥取県は30人以下学級の実施を追求すること。
- (2) 定数内教職員は、臨時的任用ではなく正規とすること。時間勤務の非常勤が増えているが、小中学校も含めて交通費を支給し、学校教育活動全体に参加できる勤務時間・実態となるよう改善すること。
- (3) 土曜授業は学校現場から不満の声も出ており、押し付けないこと。
- (4) 競争教育を助長する全国一斉学力テストの中止を求め、結果の公表はやめること。
- (5) いじめ不登校対策として、いつでも相談できるよう、スクールカウンセラーは全小中学校に配置すること。(現在は、小中学校兼務で、時間外勤務もあると聞いている)
- (6) 国立大学の運営費交付金の削減と学費値上げの中止を求めること。
- (7) 美術館建設を導きたした県立博物館あり方検討委員会の結論は、経費負担の比較検討もなく、わずかなアンケート回収で住民合意があったとはいえない。美術館建設ありきの現在の議論を白紙撤回すること。県民の深刻な暮らしの実態からすると、建設費用だけで約70億円～100億円と莫大な経費がかかると試算されている美術館建設は中止すること。博物館は、効率化を追求する独立行政法人や指定管理者制度ではなく、直営で

行うこと。

- (8) 小中学校での耐震化の促進、とくに天井材、内外装材、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材への対策を実施すること。

### 【障害児教育・特別支援教育】

- (1) 鳥取養護学校で、医療的ケア記録用紙（連絡ノート）が1年で廃棄されていることがわかった。連絡ノートも大切な記録であり、廃棄ではなく、保護者に返還すること。また医療行為実施記録が誤廃棄され、文書管理担当者が一覧表と突き合わせず処分していたことが明らかとなった。全くズサンな管理であり、再発防止を徹底すること。
- (2) 小中学校の特別支援学級の学級定員は7名から6名にすること。現在3学年にまたがると非常勤を配置しているが2学年でも配置すること。特別支援学校の単一障害学級を6名から5名にすること。
- (3) 通級指導教室が特に中学校で不足している。中でも鳥取市は現在でも対象者が多く、需給調査票の中で教員の増員を県に要望しているが実現していない。現在県は、国庫負担の加配の枠で増員を要望・検討しているとのことだが、実現しなかった場合、単県でも増員すること。通級の移動を保護者が行っているが、仕事を休めない場合通うことも困難である。交通手段や経費は行政が負担すること。診断書がなくても入級できるよう市町村を指導すること。
- (4) 鳥取盲学校が東部しかなく、小学生から東部の寄宿舍に入るのは精神的にも負担が重い。西部にも盲学校をつくること。
- (5) 特別支援学校、盲ろう養護学校などは、専門性の高い教職員を配置すること。

### 【原発・エネルギー・災害対策】

- (1) 島根原発2号機の再稼働中止、1号機、3号機もふくめて廃炉を決断するよう求めること。
- (2) 中国電力との安全協定は、最低でも「立地県」である島根県と同等のもとなるよう、粘り強く交渉すること。
- (3) 点検書類偽造事件は、いまだに住民説明会が行われていない。住民説明会を開くよう中国電力に強く求めること。
- (4) 原発輸出政策の中止を求めること。
- (5) 島根原発事故を想定した避難訓練が行われたが、避難所配布だけでは安定ヨウ素剤が行き届かないことが明らかになった。こうした場合国は、安定ヨウ素剤の事前配布を認め、予算措置も行っている。安定ヨウ素剤の事前配布を検討すること。
- (6) 自然再生エネルギーの一層の普及と、エネルギーの地産地消を拡大すること。そのためにも、自然エネルギーの送電線の建設に、国がイニシアチブを発揮するよう求めること。

- (7) 被災者生活再建支援法の抜本拡充を求め、支援金を当面500万円に引き上げるよう求めること。鳥取県の制度は一部損壊も対象にすること。
- (8) 一般住宅耐震補強工事の際の、県の支援額と割合を増やすこと。
- (9) 災害時要支援者の名簿が町内会等に配布されているが、要支援者も含めた避難訓練が行われていない場合もある。要支援者の避難が本当にできるのか点検し、明確な避難体制をつくるまで行政が支援し、地域の防災・避難に行政が責任をもつこと。災害時に出動する人員を確保するため日常的に機能している地域災害支援センターをつくること。高齢者や障害者の第1次避難所は、ベットなどがある福祉避難所とし、個別にマッチングしておくこと。
- (10) 災害救助法にもとづく応急援助を全額国庫負担で行うよう求めること。被災住宅の応急処理や障害物の除去は、高齢世帯や母子世帯など実際に自力ではできない世帯すべて救助の対象とすることや、特別基準による基準額や適用期間の延長など、現金供与も含めて被災者の実情にあった全面的な活用ができるよう求めること。
- (11) 危険区域の住宅移転と同時に、住宅の補強や擁壁設置費用のいっそうの自己負担軽減を図り、より使いやすい制度となるようにすること。
- (12) 市町村（広域）消防体制は、せめて国基準まで体制を整備すること。

## 【地方自治・行政運営・選挙】

- (1) 地方交付税の抜本的増額を求めること。
- (2) 情報漏えいによる被害の深刻化が懸念されるマイナンバー制度の凍結・廃止を求めること。鳥取県独自の事務（自動車取得税、療育手帳、公立学校就学支援金、県立高校奨学給付金、特別支援学校就学奨励費、県立高校授業料減免、県立高校定時制・通信制教科書等）を対象として拡大する県条例の制定はやめること。
- (3) 連携中枢都市圏形成による広域行政が目的とする鳥取市の中核市移行や、それに伴う県保健所の鳥取市への移管は、住民自治を壊しや住民サービスの低下を招くものであり、中止すること。また保健所の建物は、従来の東部保健所を活用すること。
- (4) 道州制の導入に反対すること。
- (5) 癒着の疑義が生じるため、県の退職幹部は、斡旋でない天下りであっても禁止すること。
- (6) 本来公務員は、住民全体の奉仕者であって、上司の顔色を伺いながら仕事をするものではない。職員評価制度を手当てに結びつけることはやめること。
- (7) 目標値を設定した一律の県職員削減はやめること。
- (8) ニーズの広がらない「まんが王国」を銘打っての事業は廃止し、個別に対応すること。
- (9) 18歳選挙権実施に向けて、教育機関への投票所の設置が、鳥取大学、環境大学と決まったが、更に増設を求めること。熊本県のように高校にも投票所を設置すること。
- (10) パブコメは県の施策について広く県民の意見を募るものだが、意見募集期間が2週間と短く、しかもホームページ上で広報、募集されるため、一般県民は見落としがちに

なる。そのため、せつかくの意見募集も数件というものもあり、県の姿勢も問われる。周知の方法、期間について改善すること。

## 【人権・環境・住宅】

- (1) 同和の特別対策は終結させ、一般施策に移行させること。一運動団体である部落解放同盟への補助金は廃止すること。
- (2) 県産廃処分場建設計画を白紙撤回すること。
- (3) 中海環境修復は堤防開削など改変された自然を元に戻すことを軸に、自然の浄化作用を活用できる対策を実行すること。
- (4) 住宅
  - ①民間借り上げも含め、県営住宅を増設すること。
  - ②雇用促進住宅の機能維持と活用を働きかけること。
  - ③若者・子育て世代に家賃助成をすること。

## 各団体要望関係

### 《信用保証協会》

- 資金繰りに支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化のため、積極的な保障の取り組みが図れるよう、経営基盤の強化を図ることが必要であり、そのための経営安定保証を円滑に行う環境を整備するため、例年並みの出損をすること。
- 県制度融資については、中小企業者の負担軽減のために基本より低い保証料率にしているが国への保険料の支払いは保証料の中から支払っている。減収保証料相当額の補てんをすること。

### 《鳥取県建設業協会》

- 公共工事はピーク時の平成10、11年に比べ3分の1に減っている。この間14か月予算が組まれ総額は増えたように見えるが、実態は依然として悪い。地域建設業の安定化および担い手の確保・育成には適正な事業量を確保すること。また防災・減殺対策、耐震化など老朽化対策の推進、メンテナンスに取り組むことは社会資本のストック効果を最大限発揮させるためにも重要である。
- 適正な利潤を確保させることは、建設業の担い手の確保のため以下強力に実行すること。
  - 1) 最低価格のさらなる引き上げ
  - 2) 低入札調査基準価格のさらなる引き上げ
  - 3) 設計労務単価のさらなる引き上げ
  - 4) ダンピング対策の徹底

### 《鳥取県 PTA 連合会》

- 調査研究事業、機関誌発行事業、鳥取県 PTA 研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業 PTA 指導者支援事業、および中四国・全国 PTA 研究大会派遣事業、への支援の継続・拡充すること。また来年度は中国 5 県の輪番制で開催する研究大会、第 46 回日本 PTA 中国ブロック研究とっとり大会を鳥取県 PTA 協議会が開催することから必要な運営費支援をすること。

### 《鳥取県身体障害者福祉協会》

- 身体障害者がジパング倶楽部特別会員になると200キロ以上は運賃無料、特急料金割引など割引をうけている。この距離加算に「智頭急行」の運行キロ数も加算できるよう引き続き関係機関に要請すること。
- 災害時の市町村「避難行動計画要支援者名簿」作成は当然としても、個人の状況を踏まえた災害訓練が必要であり、具体的な施策が策定されるよう、市町村との連携・支援を図ること。
- 平成 25 年に内閣府の作成した《避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針》に福祉避難所の設置の項目が盛り込まれているが、県内の状況では避難が長時間に及ぶ場合や、オストメイトの方に配慮したトイレの設置などがまだなされていない。少なくとも県内東中西部 3 か所に早急に設置等検討すること。
- 重度視力障がい者のためのスーパーなどでの表示システムの開発に取り組むこと。
- 手話言語条例の制定で手話通訳者の派遣単価が引き上げられたことは待遇改善になるが、一方で一番必要とする聴力障害者の会合などの負担が大きくなった。減免している市町もあるが、全県で負担軽減できるよう制度を検討すること。

### 《鳥取県腎友会》

- 鳥取県特別医療助成制度を継続・充実すること。
- 県内で日本透析医学会透析専門医は 11 名、日本腎臓学会認定の腎臓専門医は 13 名と絶対的に不足している。早急に専門医師や看護師等人材確保に県も力を尽くすこと。
- 透析患者は週 3 回の透析を続けないと死に至るため、透析をし続けなければならないが、高齢化とともに通院費の負担が大きく交通費補助制度をつくること。
- 近年、透析患者の高齢化が深刻化しており、糖尿性疾患や認知症に対する要介護者に対する通院支援や通院困難者受け入れのできる福祉施設の整備をすすめること。
- 慢性腎臓病（CKD）の患者は 1330 万人（成人の 8 人に 1 人）いると考えられ、あらたな国民病といわれている。透析患者が初期に専門医にかかっておれば、透析導入を遅らせることもでき、患者本人の苦痛も減り、医療費も減る。CKD 対策をすすめるうえで、専門医の人材確保と初期患者の専門医への紹介が必要である。医師会等に検討を求めること。
- 透析には電気と水が不可欠だが、災害対策は万全とは言い難い。災害が発生した場合の透析医療の水について支援要請があった場合供給の確保に努め、調整を行うこと。また被災地の透析施設が機能するか否かを情報提供するシステムをつくること。

### 《鳥取県森林組合連合会》

- 鳥取県の平成32年度の間伐目標年間38万m<sup>3</sup>のための具体的施策を示すこと。
  - ・林産と同時に造林・保育も踏まえた林業施策とすること。
- 広葉樹林、未成林整備（枯れ松地）造林について針葉樹の植栽推進のための補助率を拡充すること。
- 広葉樹、竹、持出し支援対象外の針葉樹の運搬費に対する支援をすること。
- 国予算が27年度は大変厳しかった。28年度予算確保に全力をあげること。
- 再造林に対する補助率を引き上げること。
- 森林整備地域活動交付金は平成24年度から28年度5か年計画となっているが、29年度以降の活動交付金の継続をすること。
- 森林作業道の補助率を拡充すること。
- 現在自己資金で実施している季節作業道の巡視、補修を行っているが、当初見込みより多額の費用が必要となっていることから、さらなる低コスト化と、搬出量拡大のための季節作業道の維持管理は重要であり、維持管理人経費に対する補助制度を創設すること。
- 林業の利活用、林業・木材産業振興のための公道、林道、作業道の林内炉網整備は不可欠であり、予算確保すること。
- 蜂の巣駆除に対する支援をすること。
- 木質バイオマス安定調達コスト支援事業を継続すること。
- 地籍調査において、地元主導の中山間直接支払支援制度のような事業をつくること。
- 鳥取県間伐材搬出促進事業は現状の仕組みを維持し、事業量の確保をすること。
- 緑の産業活力創生プロジェクト基金事業（林業専用道作設）の一連の作業を4月12月までに完了することは難しい。テストは単県で事業化できないか検討すること
- 環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金は、木材自給率と国産材需要拡大のため、現在の助成対象事業では住宅の新築・増改築等に限定されているが、倉庫・車庫・店舗等へできるだけ広く活用できるように、助成対象を広げること。

### 《鳥取県社会福祉協議会》

- 生活困窮者自立支援事業の充実のため、従来の事業に加え、スーパーバイザーの事務補助員の設置に対する補助をすること。
- 日常生活自立支援実施体制について、国庫補助金体系が見直されているが、26年度体制が維持できるようにすること。
- ボランティアバンク運営事業、災害ボランティア活動を推進していくためにも前年並キャリア支援専門員の設置および保育士・保育所支援センターの設置・運営への支援をすること。
- 福祉人材確保のため、介護・福祉人材として期待される中高生への魅力発信事業等へ支援すること。
- 介護事業所の実態調査・分析及び関係機関対策検討、市町村圏域の総合相談体制の確立と

支えあい人材の育成・確保のための事業を支援すること。

### 《鳥取県民生児童委員協議会》

- 制度改正により業務が拡大している。民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費補助金を継続・増額すること。
- 平成28年度に民生・児童委員の一斉改選が行われるが、かねてより成手不足である。特に主任児童委員は原則年齢55歳未満とされており候補者選定が困難である。実態を踏まえ、主任児童委員の年齢要件を「原則65歳未満」に引き上げること。
- 平成29年度には民生委員制度設立100周年、児童委員制度設立70周年をむかえる。平成28年度から県としてもマスコミ等への働きかけをはじめに、県民への周知・広報を積極的に行うこと。
- 民生委員・児童委員には行政や関係機関、時には民間企業から、住民が福祉サービス等を受ける手続きのために文書で「証明」を求められることがあり一般に「証明事務」と呼ばれている。依頼される証明には福祉サービスが目的でないものプライバシーの面で困難も多く、委員の精神的負担となっている。住民にとっても不利益になることもある。「証明事務」について以下見直しを行うこと。
  - ①鳥取県内における「証明事務」の呼称の変更と周知・広報
  - ②鳥取県が主体として実施している「証明事務」の一覧化、各手続きにおける民生委員・児童委員の関わりや必要性の整理ならびに必要性の薄い手続きの見直し。
  - ③市町村に対し、県と合わせて「証明事務」について見直しを実施することへの協力依頼

### 《鳥取県老人クラブ連合会》

- 県老人クラブ活動支援補助金、単位老人クラブ補助金、市町村老人クラブ連合会補助金を継続すること。特に老人クラブ加入が減少している集落20人以下の小規模老人クラブにも年2万円の助成金を支給するなど、要件緩和を図ること。

### 《鳥取県手をつなぐ育成会》

- 親亡き後の安心サポート体制の構築を図り、そのためのコーディネーターを設置すること。
- 知的障害者社会参加促進事業、知的障害者団体広報啓発事業への支援を継続すること。

### 《鳥取県肢体不自由児協会》

- 機関紙発行事業、第51回鳥取県肢体不自由児者父母の会開催事業に引き続き支援すること。
- 公共施設のトイレの洋式化を進めること。

### 《一般社団法人鳥取県私立学校協会》

- 鳥取県私立学校協会事業に対する補助金の強化



〔私立中学高等学校部会・鳥取県私立中学高等学校 PTA 連合会〕

- 私立高等学校等の国庫補助制度堅持と運営費補助金の拡充強化を国に求めること。特にこれまでの積み上げ方式では特色のある教育に取り掛かるに不安があるため、裁量予算の導入を図られたい。
- 私立中学就学支援金制度の堅持
- 「積極的な県外からの生徒獲得」「積極的な県内遠隔地からの生徒の受け入れ」のため下宿や寮などの確保への支援。
  - ・「積極的な県外からの生徒獲得」では移住相談会用の資料作成費用限定の総費用の1/2補助制度があるが、今後交通費補助も検討してほしい。
  - ・県外等からの高校生受け入れ住居は限界にきており、需要にこたえられない状況がある。下宿・空き家情報の提供、物件の改修費、下宿への直接補助、舎監等の人件費補助制度の確立をすること。
- 老朽化した校舎建て替えのための補助制度の充実
  - ・各校校舎等の建て替え計画が迫っているが、耐震工事を完了した学校は建て替えのための資金がないため補助率を引き上げること。
- 私学版「学校独自事業」の創設
  - ・現行の「心豊か」の補助事業と別に県立高校と同様な私学版「学校独自事業」の創設をすること。
  - ・現行の単価方式（積み上げ方式）は特色のある教育に取り掛かるに不安があるため、裁量予算の導入を図られたい。

〔幼稚園・認定こども園部会・鳥取私立幼稚園・認定こども園 PTA 連合会〕

- 私立幼稚園幼児教育の質を高め、教育水準の維持向上のため経常補助金の現状確保
- 2歳児保育、特別支援保育、預かり保育・親子登園・園開放・育児相談等子育て支援活動の助成
- 保護者の経済的負担軽減と子どもを産み育てやすい社会環境の整備を図るための保育料軽減事業補助金の拡大と充実
- 安全かつ安心な教育環境の維持・向上のため、施設改修、改築、耐震化の補助事業の継続と拡充すること。
- 教職員の教育力のレベルアップの各種研修費支援
- 新制度では私立幼稚園に在籍する子どもに対する市町村の財政措置（施設型給付）私立幼稚園に支出される施設型給付が、当分の間、経過措置として地方単独で措置する部分が残る。私立幼稚園に支出される施設型給付は、これまでの私学助成の水準が維持できるよう、市町村に対しての財政支援を行うこと。
- 認定こども園への移行調査に基づき、認定こども園の認可・認定が円滑におこなわれるよう、「子ども子育て支援事業計画」の策定
- 新制度の要徳連携型認定子ども園に移行した園が幼児教育センター的活動を確実に進めるための財政支援

- 公費負担や保護者負担の公平性の確保の視点からも1号認定こどもの利用者負担軽減率を2号・3号子ども利用者負担軽減率と同水準の軽減措置を講ずること。

### 〔専修各種学校部会〕

- 私立専修学校教育振興補助金の拡充すること
  - ・高等専修学校は2/15を3/15に、専修学校は1/15を2/15への補助率引き上げをすること
- 県の技能教育施設運営費補助金の継続
- 授業料減免措置の継続
- 鳥取県専修学校（各種学校）進路指導連絡協議会の新設
  - ・他県では取り組まれているが、公私連携強化し地元高校生の県内進学者数を増やすことを目的とするため協議会を設置する援助
- 高齢交通弱者（歩行者・自転車利用者）への交通安全教育対策は不十分である。免許を取得していない65歳以上の高齢者（高齢交通弱者）対象に、指定自動車教習所において講習を受講する交通安全教育制度の導入
- 教習用車両に対する自動車税の課税しているのは全国で4県だけである。営業車なみの税率課税を見直し免除すること。
- 高齢者講習に係る委託料（単価）の引き上げ
- 改正道路交通法により「準中型免許」の新設に伴い、準中型教習車両（1台約500万円）購入・配備が必要となるが、実際には準中型免許取得需要はごくわずかであると推測されることから、これらの車両購入は経営を圧迫しかねない。車両購入に対する補助（1割）をすること

### 〔鳥取県私学振興会〕

- 退職金給付資金給付制度の補助金補助率36/1000及び私学共済制度の補助率8/1000の堅持をすること
- 私立学校経営相談事業に対する補助金の堅持をすること

### 《鳥取県建築連合会》

- 公共工事の元請受注業者に対し、下請け業者への日額賃金の明示、および社会保障費等の支払いができる適正な賃金の周知徹底を図ること。最低制限価格の引き上げ、公契約条例を制定すること。
- 公共工事の受注業者は県内に本拠地がある会社、及び職人は県内のひとを使用するよう指定すること。
- 建設現場で若手職人が不足し、今後の公共工事への影響が不安視されている。若手職人が会社経営となり鳥取県の地域産業の発展を担えるような対策を講じること。
- 現在伝統工芸技能を継承できるのは零細地場職人であるが、社会保障費、高価な道具代など負担が重く継承は困難を極める。県産材の伝統工法の補助制度を創設すること。伝統技術継承管理費など検討すること。

- 鳥取県建築連合会の会員への賃金アンケートによると、平成27年2月調査では職人賃金が12100円/日で前年度より1100円アップしたが、平成26年度公共工事の設計労務単価は17900円であり、5800円もの差がある。重層下請をやめさせ、第1次下請けには職人を従業員として雇用している事業所に優先発注すること。
- 前払い制度を建築工事にも適用すること。
- 公共工事において、小規模工事（保育所、交番等）に伝統技法を用いるような工事使用にすること。
- 建築連合会・近代化協会が県・林業試験場、鳥取環境大学などと連携して、地震一時波災害の応急対策にも活用できる耐震壁・耐力壁等の開発をすすめ、補助制度もつくること。
- 認定訓練校は訓練生の減少で運営が厳しく、3ヶ所を1ヶ所にするなどして《鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業補助金研修事業について経費補助があるが、負担が重い。負担割合をさらに軽減し、維持できるようにすること。

### 《JA 鳥取県中央会》

- TPPの影響緩和に向けた農業関連政策の確立
  - ①批准が2年後と不安が広がっている。需要に応じた生産に取り組む担い手の再生産を確保するセーフティネット対策の早期創設をするよう国に求めること。
  - ②新マルキンなど肉用牛経営安定策について、補填割合ならびに抛出金の国の負担割合を引き上げるとともに恒久的な対策として措置するよう国に求めること。
  - ③酪農生産者が安定的に経営を継続できるよう、生乳需給の変動に対応でき再生産に必要な所得を確保できる酪農経営安定対策を構築するよう国に求めること。
  - ④国産野菜の安定供給に向け野菜価格安定制度を維持し、輸入急増野菜への対応として支援対象の拡大、支援の拡充を国に求めること。
- 中山間地域等の農業基盤を維持する政策
 

中山間地域等直接支払い交付金の対象拡大ならびに支援の拡充を行うこと。また多面的機能支払い交付金の仕組みの見直しや支援の拡充を行うよう国に求めること。
- 農地の集積促進・耕作放棄地解消対策
  - ①担い手の経営発展を促進するため、農地の借り手に対する支援を措置するとともに集積協力金を拡充するよう国に求めること。
  - ②耕作放棄地の解消や発生未然防止の強化のため地域連携の取り組みを支援する予算の確保をもとめること。
  - ③中間管理事業への十分な運営費確保とともに当面担い手が見つからない農地への基盤整備に対する支援策を拡充するようもとめること。
- 新規就農者の育成、労働力確保・省力化
  - ①青年就農給付金や農の雇用事業についての予算確保と受け入れ団体の適切な運営に資する支援策を強化するよう求めること。
  - ②産地労働力確保のため、作業を担う受委託組織や援農隊などへの支援を拡充するよう求めること。

- ③農作業省力化の実用促進に向けた低コスト化の実現支援策の拡充を求めること。
- ④農業における情報通信技術活用（ICT）における支援ならびにコスト低減支援策を強化するよう求めること。
- 農業者の経営管理向上対策等
  - ①次世代に農業経営を円滑に継承するため、農業法人化や農業経営敬称にかかる支援策の強化ならびに、農業者の税務対応・経営管理能力の向上に資する支援策を措置するよう求めること。
  - ②「人・農地プラン」「地域営農ビジョン」の策定・見直しを促進するため、地域営農をコーディネートする人材育成や、集落営農の法人化を支援する十分な予算の確保をするよう国に求めること。
- 農業・農村の価値創出政策の展開
  - ①6次産業化等の促進対策の支援をするよう求めること。
  - ②生産基盤、流通体制の整備対策等
    - ・強い農業づくり交付金の増額・拡充をもとめること
    - ・農作業の省力化・コスト低減につながる取り組みや試験研究を強化するため十分な予算を確保できるよう国に求めること。
- 知的財産対策
  - ①「農林水産省知的財産戦略2020」の着実な実践ができるよう予算の確保を求めること。
  - ②産官学連携の下、農業分野で表面化していない知的財産・資産を創出保護のための調査・研究等に必要な予算の確保を求めること。
  - ③地理的表示保護制度の普及・推進をはかるため、国内消費者向けの広報活動を積極的に行い、輸出拡大や海外における侵害防止等を進めるため、GI関係にかかる予算の確保を求めること。
- 国産農畜産物の輸出拡大対策
  - 衛生植物検疫措置など各国の輸入規制や非関税障壁の撤廃緩和に向けた働きかけとともに、HACCAP・ハラール認証等に対応した施設設備にかかる支援の拡充を求めること。
- 国産農畜産物の消費拡大対策
  - ①学校給食での米飯の普及・推進ならびに国産農産物の使用量向上など消費拡大対策の取り組み今日、原料原産地表示の加工食品の対象拡大や外食への適用等、消費者にわかりやすい表示制度の構築を図るよう国に求めること。
  - ②機能性表示食品にかかる安全性・機能性の評価研究については、国による支援指導を拡充し普及するよう求めること。
- 安全な農畜産物づくりへの支援対策
  - 生産現場の実態に即したリスク管理を進めるとともに、GAP導入などリスク管理措置の現場実践に対する支援と必要な予算を国に求めること。
- 再生可能エネルギー対策
  - 再生可能エネルギー事業をより推進するため、農業及び地域の活性化に貢献する取り組

み支援の拡充を求めること。

○地域コミュニティの確保・支援対策等

①高齢化・人口減少の深刻化する中山間地域で学童等を対象とした宿泊による農業等の体験、高齢者や障害者のための福祉農園の取り組みなど、核となる人材育成に必要な予算の確保を求めること。

②食育の推進や地域活性化等を進めるため、学校給食における地元産・国産農畜産物の利用拡大にかかる必要な予算の確保を求めること。

○品目別政策の拡充対策を国に求めること。

○鳥獣被害削減・防止対策

①捕獲等の担い手確保・技能向上にむけた支援や、捕獲活動に対する直接的支援を引き続き措置するよう求めること。

②捕獲鳥獣の処理加工施設の整備など出口対策の強化を国に求めること。

**[JA 鳥取いなば]**

○地理的表示（GI）保護制度は制度の不明な点が多く、作成する書類も多くなっているが、登録後はGIマークを付することで差別化や地域ブランド価値の向上を図っていく必要があることから以下支援すること。

①同制度登録に向けての助言・協力等の支援

②県民に対するGIの内容説明等の情報発信

③登録後、商品には表示ルールで必ずGIマークを付す必要があるため、それに対する商品パッケージ・出荷資材等の支援措置

**[JA 鳥取中央]**

○農畜産物品目ごとのプランを県・中部が一体となって事業を推進し、新規就農者受け入れ体制を整備するため団地整備にそれぞれ支援をすること。

①梨の長苗の育成・果樹団地の整備

②イチゴ団地化へ低コストハウス導入整備

③園芸団地化へ低コストハウス導入整備と複合経営の安定強化対策

④畜種間連携を強化した和牛基地化の整備推進

**[JA 鳥取西部]**

○鳥取県としてトータル的な果樹産地維持と次世代への継承

○西部管内では梨、柿が栽培され大半がスピードスプレーヤーで防除されているが更新時期に来ている。既存品種と新品種を複合的に防除できる体制整備と共同防除組合、個人防除を組み合わせ、果樹経営と地域に適合した補助事業の支援(補助率2/3)

**[大山乳業]**

○生乳生産を増加に転じるためには増産意欲を掻き立てることが必要であるが、TPP大筋合意は意欲を減退させ、廃業決意者が発生する可能性がある。そのためにも生乳増産支援対策事業(仮称・新規)を創設し、生産者支援をすること。

### **[鳥取県畜産農協]**

- 東中西部畜産・酪農クラスター事業の推進に向け強力な指導支援を行うとともに、事業実施に当たっての公共牧場の活用や鳥取県独自の上乗せ助成など、酪農・畜産振興を強化すること。
- ソフトグレインサイレージ（SGS）の取組に対する鳥取県独自（施設・製造・試験的給与ごとの）助成措置をとること。
- 水田でトウモロコシの作付に対し、現行交付金の上乗せ助成を検討すること。

### **[香取開拓農協]**

- 鳥取和牛振興総合対策事業（高能力子牛特別導入支援）の推進  
全国的な子牛価格の高騰で繁殖メス牛導入を躊躇する状況がある。担い手の増頭に対する緊急支援。導入計画に基づき和牛繁殖メス牛を増頭するため、雌牛の購入経費に対する自家保留についても支援すること。

### **[JA全農とっとり]**

- 高品質・高収益を目的としたハウス施設経営を推進するとともに生産団地化による生産力を高め、ブランド力を強化し、農家経営をさらに向上させる方策として「低コストパイプハウス」の導入支援をするとともに、初期投資に係る生産農家の負担軽減を図れるよう支援事業の継続をする。

### **《鳥取県農業会議》**

- 農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営・活動費、機構集積支援事業、新規就農や早期育成支援事業（県版「農の雇用事業」）および農業法人設立・経営力向上支援事業に対する県補助を増額・継続すること。

### **《鳥取県漁業協同組合》**

- 栽培漁業地域支援対策事業の継続と藻場の減少対策、キジハタ栽培漁業の実用化支援の創設、災害対策事業の継続、沖合漁業漁船建造支援事業の継続・沖底船のリース事業の復活、エンジンオーバーホール、中部地区の海岸侵食の重点対策、湾内湾内静穏調査、馬力ダウン、リール等漁労器、リシップ支援、県産魚の消費拡大対策事業、漁場環境整備事業、6次産業推進事業、漁村の活性化事業、漁業経営能力向上促進事業、就業チャレンジ体験トライアル事業、漁業尾担い手育成研修事業漁業経営開始円滑化事業の継続。漁港漁港施設整備事業の継続ならびに新規事業、漁業共済について継続すること。

### **《鳥取県栄養士会》**

- 食の応援団支援事業の生活習慣病予防のための栄養改善事業および子どものための食育教室事業を継続、充実すること。

### **《鳥取県民主医療機関連合会》**

- 国民健康保険の滞納世帯数に対し、短期証交付世帯数、資格証明書交付数を足しても格段

に差がある。もし保険証が交付されていないのであれば、受診抑制が考えられる。滞納があっても普通保険証を交付しているのか、窓口留め置きをしているのか、県としてその実態について調査すること。

- 無料低額診療事業は経済的に困窮している人が無料か低額の料金の診療を受けることができることから、貧困と格差が広がる中で全国的に実施機関、利用者も増えている。しかし、院外処方では薬代の負担がある。この制度の趣旨がいかされるよう院外処方を対象とする制度改正をするよう国に求めること。また、制度の広報が不十分なため制度を知らない人も多いことから医療機関と連携して広報に努めること。
- 介護保険料を2年以上滞納したペナルティーとして基本1割のサービス利用者負担を3割に引き上げられた高齢者が全国で(2013年度)10350人(厚労省)いた。介護保険料の上昇が原因とみられ近年滞納額は増えている。生活が困窮して保険料を滞納したうえ、負担割合が高まることでサービスを受けられない高齢者がいる。県内の病院でも、入院患者が。介護に結びつけられず、退院支援が困難な事例が散見されている。各自治体で把握するよう調査すること。滞納者は一括して払い終わるまで3割が続くなど、非道な罰則を中止するよう国に対し、制度の改善を求めること。

### 《新日本婦人の会鳥取支部》

- 子どもの貧困をなくすため
- ①就学援助金を市町村任せにしない。対象の項目(給食費、メガネ、PTA会費など)の100%支給に県の援助をすること。
- ②低所得者・一人親世帯、就学援助世帯の学童保育料は無償化すること。
- ③保育料の無料化をさらに第2子に広げること。国に改善を求めるために実態調査をすること。
- ④子どもの医療費の窓口負担をなくし、完全無料にすること。とくに未就学児は先行して実施すること。
- ⑤保育士、介護福祉士の待遇改善をすること。

### 《鳥取県民主商工会連合会》

- 鳥取県産業振興基本条例に小規模事業者の役割を位置づけること。
- 中小企業振興を話し合う産学官共同の審議会を設置し、小規模事業者の代表を参加させること。
- 従業員5人以下・家族経営の事業者の「実態調査」を市町村と共同で行うこと。全事業者対象にした政策をつくること。
- 仕事おこし・経済振興として、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- 商店リニューアル助成制度(高崎市・日南町等で実施)を創設すること。
- 建設業の社会保険加入について
  - ・請負代金に社会保険料負担分も積算すること。
  - ・2次・3次、それ以下の下請けにも適正に社会保険料負担分が支払われるよう指導する

こと。

- ・県発注の公共事業で、元請が3次下請け事業者に従業員名簿と社会保険番号を提出させている事例があったが、従業員5名未満の個人事業者は社会保険加入が義務付けられていないにもかかわらず一律に番号を求めることは不当であり、下請事業者に過度な負担を強いることのないよう指導すること。

#### ○金融関連

- ・金融円滑化法が終了して、全国で貸し渋り・貸しはがしの事例報告があるが金融機関・保証協会に対しこのようなことがないように要請すること。
- ・少額（50～100万円）・迅速（申し込みから3営業日以内）・簡易（低所得でも借りられる）な運転資金融資を制度融資に設けること。

#### ○税務行政

- ・改正された「鳥取県滞納整理マニュアル」にもとづき納税者の実態に配慮した対応をすること。
- ・納税緩和措置は法令に基づき適正に執行すること。中部ふるさと連合では、法令の独自解釈で滞納処分が行われており指導・是正すること。
- ・鳥取県地方税滞納整理機構は法的根拠を持たない任意組織であり、税徴収を主体的におこなうと法に抵触する恐れがあるなど、行政の組織のあり方として好ましくない組織である。機構を廃止し、当事者である市町村が責任をもって徴収にあたるようにすること。
- ・所得税法56条を廃止し、家族従業者への労賃の支払いを認めるよう、国へ意見書をあげること。

#### ○国保

- ・保険料の申請減免、一部負担金の減免は要件となっている「特別の事情」や「収入の半減」が障害となって、真に困窮した市民が受けられない実態がある。実態に即して減免ができるようにすること。
- ・国保料（税）の滞納処分は国税徴収法・地方税法に準じて行われなければならないが、職員の無理解や保険証の取り上げがあるために、納税緩和措置が受けられない状況である。納税緩和措置の適用を受けた場合は保険証を交付することとし、市町村職員の研修・指導をすること。

#### ○マイナンバー制度

- ・マイナンバー制度は個人情報の漏えいの恐れがあり、事業者に過度な負担を押し付けるものである。実施の延期・廃止をもとめること。
- ・行政は税・社会保障・災害対策分野で住民にマイナンバーの提出を求めることとなる。しかし、マイナンバーを取得できないもの、番号がわからないものが一定数存在することから、番号を提示できない方へのサービスが制限される恐れがある。窓口等でのマイナンバーの提出を強制しないこと。

### 《生活と健康を守る会》

- 生保世帯の子どもが大学生になると生保世帯から外れるので、実質的には減らされた同居



家族の保護費で生活することになる。教育権と生存権を保障するため、県独自の生活費を支給するなど制度を創設すること。

### 《鳥取の保育を考える会》

○保育士の賃上げを含む処遇改善のために、単県補助事業を創設すること。

公私立を問わず県内すべての自治体で、保育士確保が困難になっており、保育士確保ができないため年度中途の3歳未満児受け入れ希望者に対応できないとか、米子市福祉会では来年度3園で1歳児定員を減らすなど深刻な事態である。この解決には国による抜本的な処遇改善を保障する『公定価格』を求めると同時に、当面県として具体的賃上げにつながる補助制度の創設が必要である。

○保育士の定数の改善をさらに図ること。

○長時間労働などの保護者の働き方が改善できるよう、県内企業・事業所などに具体的な支援策をとること。

○子どもの貧困対策で、父子家庭・母子家庭への経済的支援を実施すること。

県内でも貧困格差がすすんでいる。父子家庭に対する家事援助、また経済的に必要な家庭に対して生活費を含む資金の支援策を検討すること。

### 《鳥取県精神障害者家族会連合会》

○県民や福祉施設等管理者及び職員に対する啓発や研修の日程、内容について情報を家族会に知らせること。

○教育現場のこころの健康問題の実態把握と問題解決のための教職員への研修強化と、その内容についても情報を知らせること。

○各圏域の精神科救急医療システムにより夜間休日の精神科救急医療体制がとられているが、休日夜間の病床確保や医師及び看護師体制は十分とは言えない。体制のさらなる充実・整備を援助すること。

○精神障害者が他の疾病を発症した時、すべての病院で「通常通り入院できる体制をとること。

○ATC 実施について活動拠点を東中西部圏域に配備すること。

○グループホーム等の施設の拡充と夜間の体制の充実を、介護が必要になった精神障害のある人が入所できる福祉施設整備の検討をすること。

○就労継続支援 A 型 B 型事業所等の利用者の実態把握をし、精神障害者の特性に配慮した就労支援を行うこと。

○「工賃3倍化計画事業」は作業効率を重視するあまり、利用者が希望を持つことができる施策になっていない弊害もある。就労を促す事業所という機能を失わないような指導をすること。

○精神障がい者相談員制度について、早期制定を国に働きかけること。

○障がい者特別医療を元の全額助成にすること。

○タクシー代割引制度を精神障がい者にも適用するよう、タクシー事業者へ要請すること。

**《鳥取県小学校体育連盟》**

○県小学校水泳大会および県小学校陸上大会の開催事業への支援を継続すること。

**《鳥取県中学校体育連盟》**

○県中学校体育大会、中億ブロック中学校選手権大会の運営費および全国大会・中国ブロック大会選手派遣補助金について継続すること。

**《鳥取県高等体育連盟》**

○県高等学校総合体育大会、中国ブロック高等学校選手権大会への運営費および全国高等学校総合体育大会派遣補助金について継続すること。

以 上